

特 別 決 議

平成 28 年の参議院選挙では、参議院選挙制度に係る「一票の格差」是正に関する最高裁判所の判決を受けて、憲政史上初めて、県をまたがって 1 つの選挙区とする「合区」のもとで選挙を戦った。その結果、鳥取県は全国で唯一県代表を送り出すことができない県になった。

地方創生を進めるためには、地方の声を国政に届けることが重要であり、歴史的にも文化的にも社会的にも重要な役割を果たしてきた都道府県という単位を基本として、参議院選挙を行うことが必須である。

前回令和元年の選挙では、比例代表選挙において「特定枠」を設け、各県の代表を選出することができることとされたが、参議院議員選挙において「合区」制度のもとでの選挙について、合区選挙区、そして比例代表特定枠、それぞれの選挙制度の歪さが顕著になった。

わが鳥取県連は、真の地方創生の実現に資するよう、参議院の選挙区選挙の単位を都道府県とし、各県から最低でも 1 人の代表が選出できる制度の導入を確実なものとするよう早急に議論をまとめることを強く求める。

なお、制度の創設に当たって、最終的には、憲法を改正することが必要であるとの認識のもと、政治に対する信頼を確保し、全国民の理解を得て、憲法改正の実質的な議論を進められるよう、強く要請する。

令和 4 年 5 月 21 日

第 67 回自由民主党鳥取県支部連合会定期大会